

公益財団法人 大学基準協会



第3期認証評価における 大学評価システムの変更について

大学評価シンポジウム

本日の説明



1. 現在の課題
2. 大学評価システムの変更点
3. 具体的な変更点について
4. 第3期における大学評価の実施に向けて

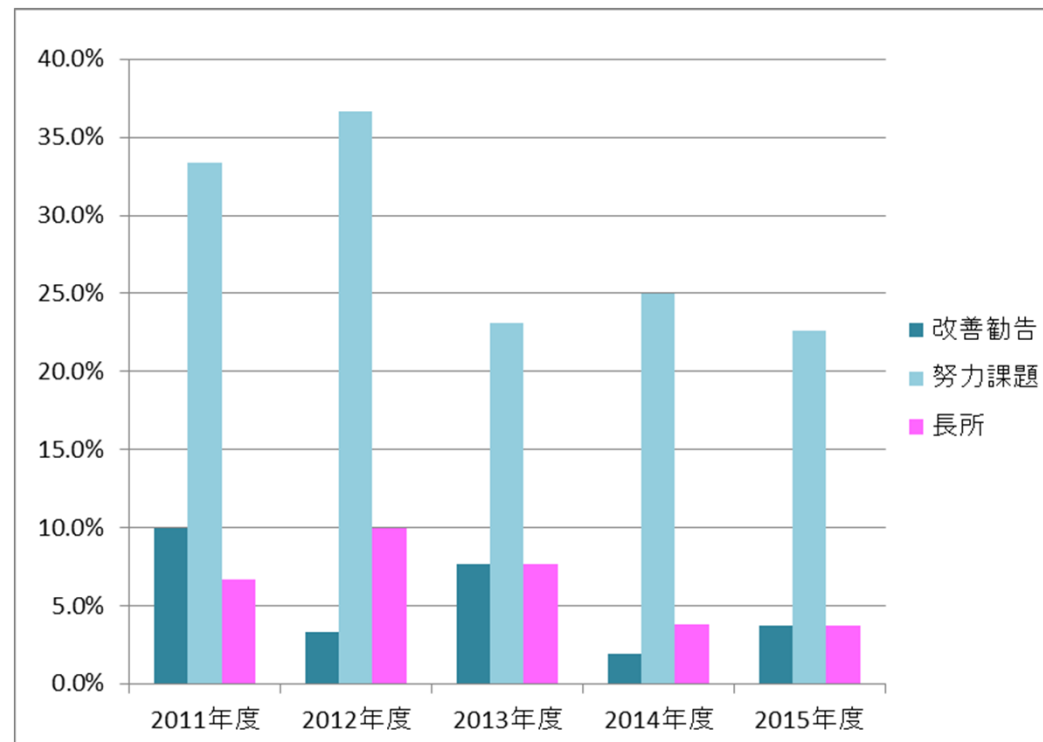


1. 現在の課題



これまでの課題 評価結果から

- 評価結果において、「内部質保証」に提言（長所・努力課題・改善勧告）が付された大学の割合

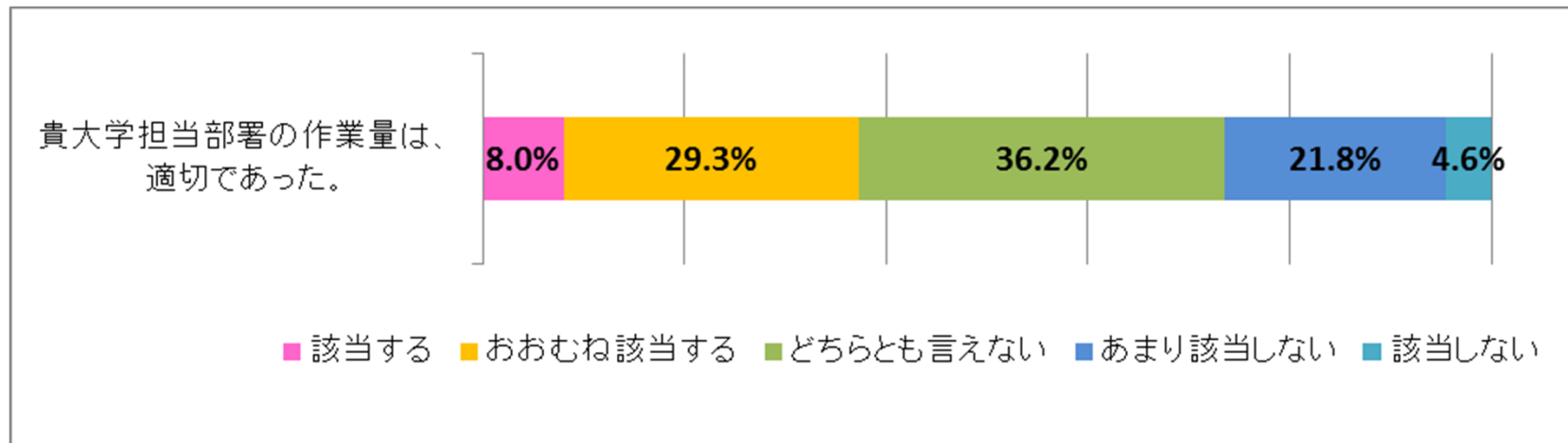


- 2011～2015年度に大学評価を受けた大学（204大学）の3割以上に、問題点（努力課題、改善勧告）の指摘がなされている



これまでの課題 アンケート調査から

■ 評価を受けた大学に対するアンケート（2011～2015年度）



記述回答

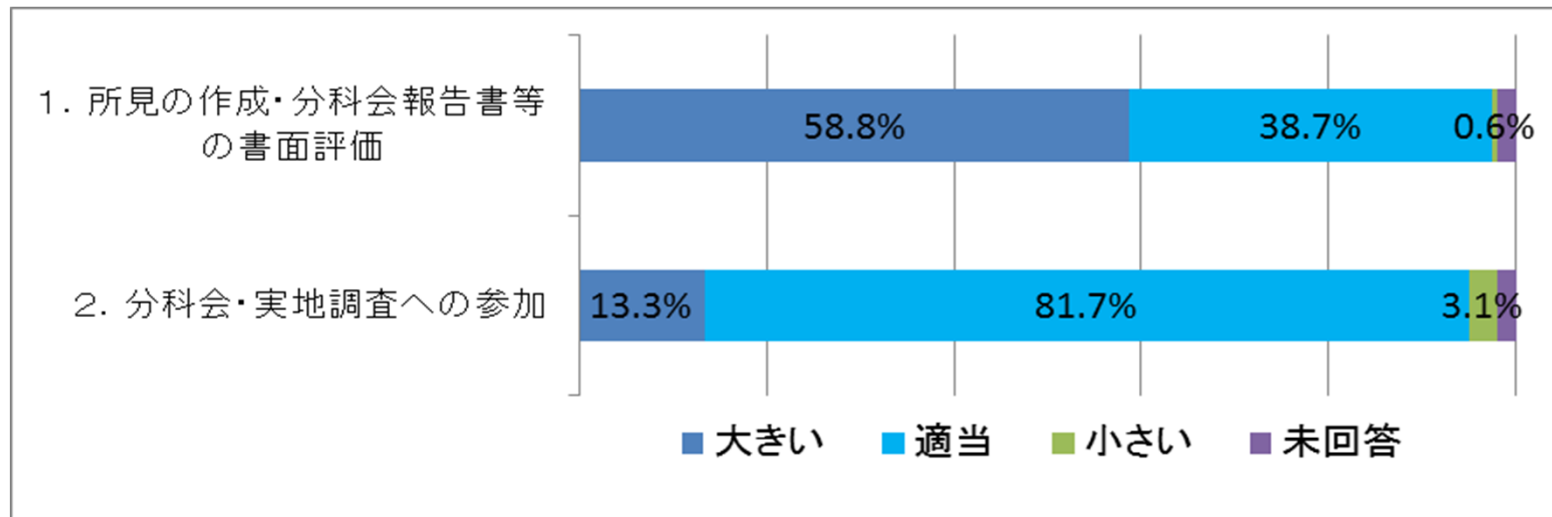
- 報告書の編集やデータのとりまとめ等、準備にかかる作業負担が膨大であった
- 報告書の根拠資料として何を提出すればよいのか分からないため、資料が多くなり、作業が大変であった



これまでの課題 アンケート調査から

■ 評価者アンケート (2011~2015年度)

＜評価に費やした作業量について＞



記述回答

- ・ 書面評価における評価者の作業が多く、負担である
- その他、「内部質保証の考え方について、十分に理解していない大学が見られる」という意見も多くあった



これまでの課題 まとめ

■ これまでの大学評価からの課題

- 内部質保証システムの機能的有効性の促進
- 効果的・効率的な評価の実施（作業の負担軽減を含めた）

■ その他の課題

- 学生の学習成果（ラーニング・アウトカム）への関心の高まりへの対応
- 社会に対する説明責任への対応

⇒ なお、認証評価制度の改善に関わる省令改正（平成30年4月1日施行）に関して、本協会は、第2期の大学評価において、すでにすべて対応している。



2. 大学評価システムの変更点



第3期における変更ポイント

■ 大学評価システムの変更点

1. 内部質保証システムの有効性に着目した評価
 - 内部質保証の考え方の明確化
 - 評価を通じた内部質保証システムの機能化の促進
 - 全学的観点による評価
2. 大学の課題に焦点化した評価
 - 実質的な取り組みを重視した評価
3. 大学の特性に応じた評価
 - 長所の位置づけの変更
4. 大学評価結果の判定とその後の対応
 - 保留制度の設定
 - 改善報告書の検討結果の公表



3. 具体的な変更点について



大学基準の改定 1/3

■ 大学基準の構成の変更

現在の大学基準	第3期の大学基準
<ol style="list-style-type: none"> 1. 理念・目的 2. 教育研究組織 3. 教員・教員組織 4. 教育内容・方法・成果 <ol style="list-style-type: none"> (1)教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針 (2)教育課程・教育内容 (3)教育方法 (4)成果 5. 学生の受け入れ 6. 学生支援 7. 教育研究等環境 8. 社会連携・社会貢献 9. 管理運営・財務 <ol style="list-style-type: none"> (1)管理運営 (2)財務 10. 内部質保証 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 理念・目的 <u>2. 内部質保証</u> 3. 教育研究組織 <u>4. 教育課程・学習成果</u> <u>5. 学生の受け入れ</u> <u>6. 教員・教員組織</u> 7. 学生支援 8. 教育研究等環境 9. 社会連携・社会貢献 10. <u>大学運営</u>・財務 <ol style="list-style-type: none"> <u>(1)大学運営</u> (2)財務



大学基準の改定 2/3

■ 大学基準の構成（具体的な変更点）

基準2「内部質保証」

- 位置づけの変更（基準10から基準2へ）を行い、より内部質保証を重視する評価とすることを強調した。

基準4「教育課程・学習成果」

- 基準4を「教育課程・学習成果」と名称変更し、内容を一部改定した。
- 方針に基づく、教育活動のPDCAサイクルを一連の流れとして把握し易くするため、下位4区分を1つにまとめた。

基準5「学生の受け入れ」、基準6「教員・教員組織」

- 教育プログラムの一体性（教育課程・学習成果、学生の受け入れ）を重視し、それらを確認した上で教員組織のあり方を確認できる配置とした。

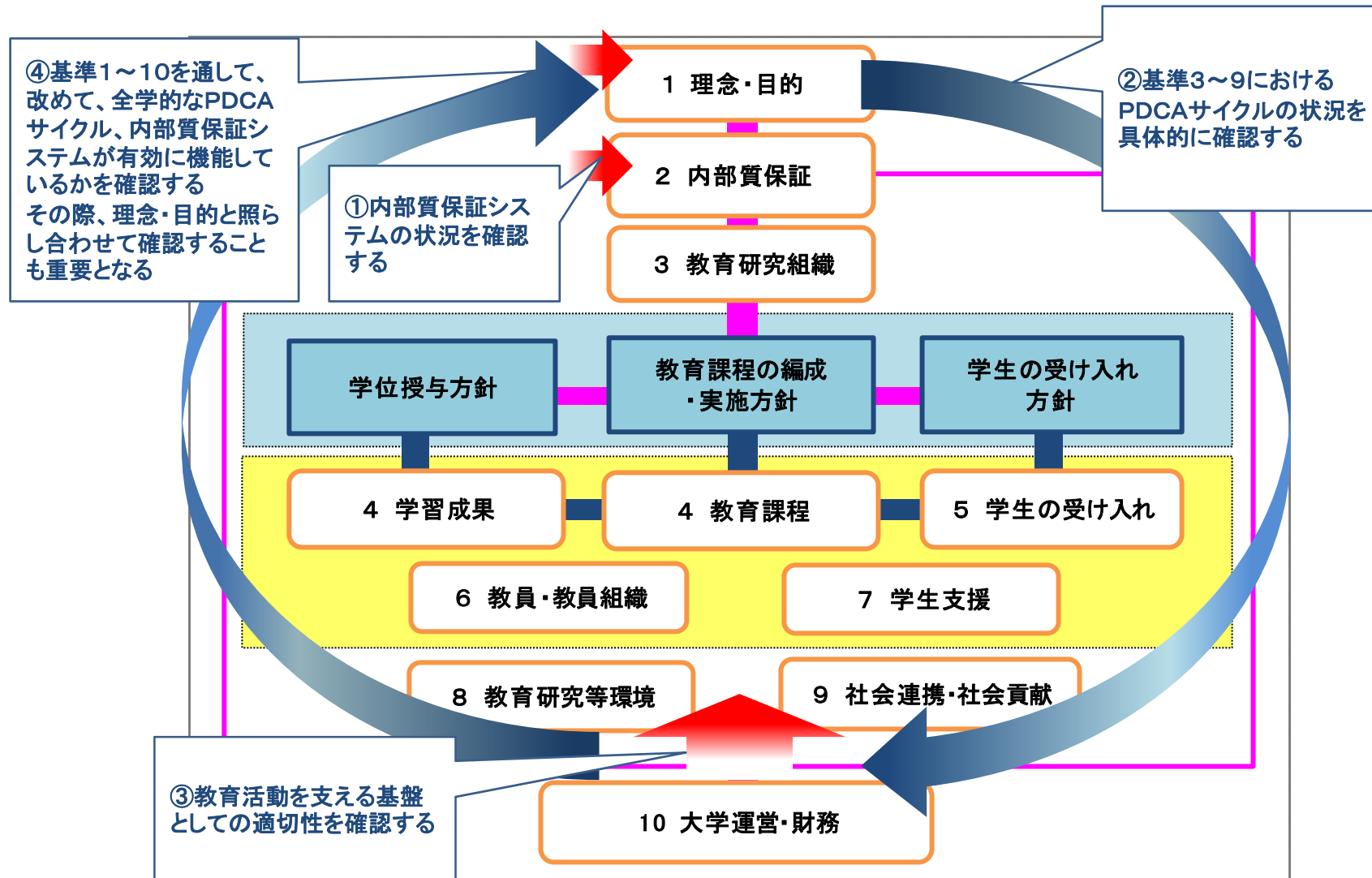
基準10「大学運営・財務」

- 大学の管理部門だけではなく、広く教員、職員が一体となった大学の運営を意図し、「管理運営」から「大学運営」へと名称変更した。



大学基準の改定 3/3

■ 大学基準の構成図と運用イメージ





内部質保証の考え方の明確化

■ 大学基準における「内部質保証」

① 「内部質保証」の定義（現行のまま）

- 内部質保証とは、PDCAサイクル等を適切に機能させることによって、質の向上を図り、教育・学習等が適切な水準にあることを大学自らの責任で説明・証明していく学内の恒常的・継続的プロセスのことである。

⇒ 内部質保証は、“教育の充実と学生の学習成果の向上”を実現させていくための手段である。



内部質保証の考え方の明確化

■ 大学基準における「内部質保証」

② 全学内部質保証推進組織の役割

- 内部質保証のための全学的な方針・手続に基づく教学マネジメントの目標・手続等の設定 (P)、各学部・研究科その他の組織における教学マネジメント (D)、教学マネジメントの適切性、有効性の検証 (C)、検証結果をもとにした改善・向上のための行動計画の作成から運用へ (A)とつなげる。
- ⇒ 全学内部質保証推進組織と各部局 (学部・研究科その他の組織) におけるPDCAサイクルの連携の強化を図り、教学マネジメントが適切に行われるようになることを意図する。
- ⇒ 学部、研究科その他の組織における自己点検・評価が前提となる。



内部質保証の考え方の明確化

■ 大学基準における「内部質保証」

③ 「内部質保証」の方針・手続の明示

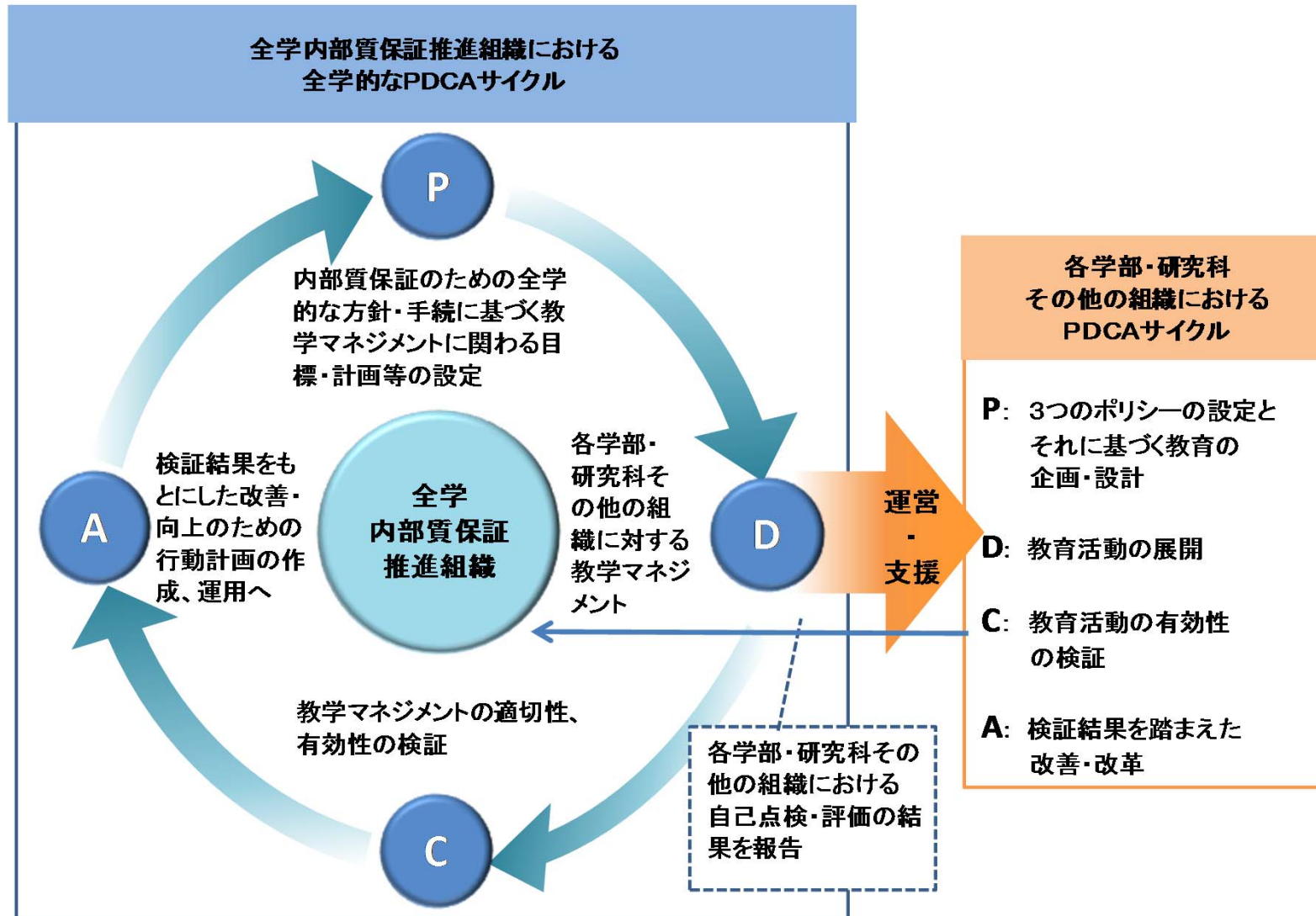
- 内部質保証に関する大学の基本的な考え方（方針等）
- 全学内部質保証推進組織の権限と役割、同組織と学部、研究科その他の組織との役割分担、教育の企画・設計、運用、検証及び改善・改革のための行動指針等（運営手続）

⇒ 内部質保証に関する全学的な方針・手続を設定することによって、教育の質保証の姿勢や考え方を共有する。さらに、それをもとに体制を構築して、大学全体として一体的な質保証の実施を促す。



内部質保証の考え方の明確化

■ 内部質保証システム



内部質保証システムの機能化の促進



■ 全学的観点による自己点検・評価

- 第3期認証評価における大学評価では、内部質保証を重視し、その実質化を促進させる観点から、“全学的観点による自己点検・評価”を求める。
- 『点検・評価報告書』の作成にあたっては、基準1～10を通して、全学的観点から行った自己点検・評価の結果をまとめる。
- “全学的観点による自己点検・評価”を行う上では、学部・研究科における自己点検・評価を前提としながら、それを全学としてどのように捉え、検証し、必要に応じた対応（支援等）を行い、改善・向上につなげているか、という教育活動の「マネジメント」の視点が重要となる。



大学の課題に焦点化した評価

■ 大学が基本的に備えるべき要件の確認について

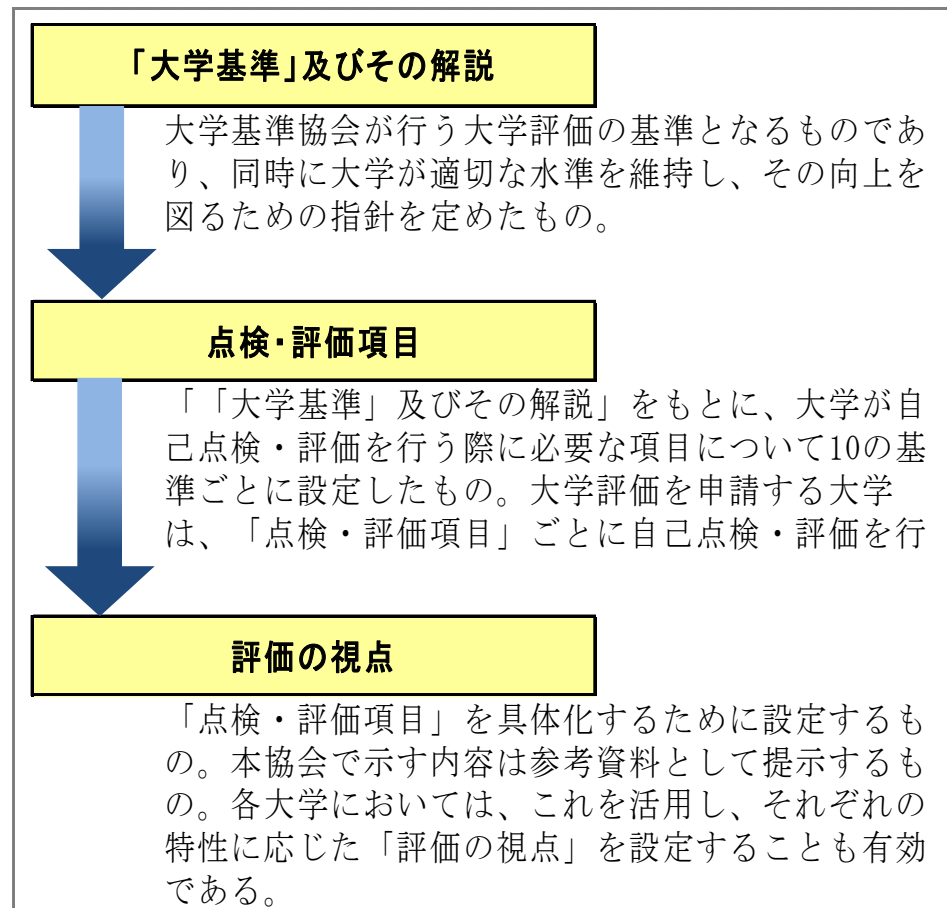
- 法令要件を含む大学が基本的に備えるべき要件（基礎要件）について、定量的又は定性的に状況が確認できるものは「基礎要件確認シート」を用いて確認し、『点検・評価報告書』の記述は簡略化する。（ただし、問題や課題がある場合は詳細の記述が必要。）

⇒ 基礎要件を備えている状況を一覧して確認することによって、評価の焦点を大学の理念・目的に基づいた教育活動に当て、大学における実質的な取り組みを重視した評価を実現する。



大学の特性に応じた評価

■ 「大学基準」、 「点検・評価項目」 及び 「評価の視点」



- 「大学基準」は、大学評価の基準であると同時に、大学が高等教育機関としてふさわしい水準を維持し、その向上をはかるための指針である。
- 「大学基準」に基づく自己点検・評価活動を行うことによって、大学は自らの教育の質の保証と質の向上に向けた取り組みを促進させていく。



大学の特性に応じた評価

■ 大学独自の「評価の視点」等の設定

- 「評価の視点」を設定する上では、本協会が参考資料として提示する「評価の視点」を活用し、各大学の特性に応じた独自の「評価の視点」を設定することが有効であり、それによって、大学の特性に応じた評価を実現する。
- 大学が独自の章立て（「国際化」など）をしてもよい。ただし、評価は、「大学基準」に則して行う。



大学の特性に応じた評価

■ 長所の位置づけの変更、その他提言の変更

- 大学の特性に応じた取り組みや事項に関する指摘を積極的に付すことができるよう、その定義を下記のように変更する。
- その他、努力課題⇒「改善課題」、改善勧告⇒「是正勧告」へと名称を変更する。また、努力課題は、“どのように対応するかは原則として各大学に委ねる”としているが、「改善課題」は、“改善を求めるもの”として位置づけを変更する。

<提言の定義>

長 所	改善課題	是正勧告
① 当該大学の理念・目的の実現に資する事項であり、有意な成果が見られる（期待できる）もの ② わが国の高等教育において、先駆性又は独自性のある事項であり、有意な成果が見られる（期待できる）もの	① 基礎要件の軽度な不備、又は大学としてふさわしい水準を確保するために問題があり、改善を求めるもの ② ①にはあたらないが、当該大学の理念・目的の実現のために改善を求めるもの	① 基礎要件の重大な不備、又は大学としてふさわしい水準を確保するために重大な問題があり、抜本的な改善を求めるもの ② ①にはあたらないが、当該大学の理念・目的の実現のために抜本的な改善を求めるもの

大学評価結果の判定とその後の対応



■ 「保留制度」の設定

- 大学評価を受け、大学基準を満たしていないが、近い将来における改善が期待できる大学に対する措置として、適合／不適合の判断を保留する制度を設定する（「期限付適合」は廃止する）。



大学評価の結果 判定結果1/2

	判定基準	判定後
適合	大学としてふさわしい水準にあり、理念・目的の実現に向けた取り組みがなされていることから、大学基準を満たしている。	<p><改善報告の義務></p> <ul style="list-style-type: none"> ・評価実施翌年度の3年以内に、問題点に対する改善報告書の提出を求める。
不適合	重要な事項において重大な問題があり、大学としてふさわしい水準になく、理念・目的の実現に向けた取り組みがなされていないことから、大学基準を満たしていない。	<p><追評価(任意)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・不適合判定から2年以内に追評価を受けることができる。 ・原則として、書面評価と実地調査によって行う。

※ 重大な事項における問題とは、「是正勧告」として提言を付された事項のうち、それが改善されなければ、大学としてふさわしい教育の水準及び質を確保することが困難なものを意味する。



大学評価の結果 判定結果2/2

保 留

■ 判定基準

- 重要な事項において問題があり、大学基準を満たしていないが、問題の改善に向けた取り組み又は計画があり、近い将来における改善が期待できることから、「適合／不適合」の判断を「保留」し、再評価後にその判断を行うことができる。
- 「保留」と判断する際には、近い将来の改善が期待できるか否かを重視する。したがって、改善計画を根拠とする場合には、改善の蓋然性を考慮して判断する。

■ 判定後の対応

- 「保留」と判断された大学は3年以内に再評価を受ける必要がある。3年以内に再評価を受けなかった場合は「不適合」となる。
- 再評価時における「適合／不適合」は、当該大学の問題の状況から総合的に判断する。



大学評価結果の判定とその後の対応

■ 「改善報告書」の検討結果の公表

- 大学評価を受け、「適合」と認定された大学のうち、評価結果において問題点を指摘された大学に対して、当該問題点への対応状況を「改善報告書」として提出を求める。さらに、その改善状況の確認を行い、検討結果をまとめる（これまでも実施）。
- さらに、第3期においては、「改善報告書」の検討を行った結果を大学に提示するだけでなく、公表する。
- 評価後における大学の改善状況を明らかにすることによって、透明性の高い評価を実現する。



4. 第3期における大学評価の 実施に向けて



第3期における大学評価の実施に向けて

■ 学部・研究科における評価の重要性

- 内部質保証は、学部・研究科における教育プログラムの質保証が前提となる
⇒ 教育プログラムの質保証をどのように行うかは、各大学において十分に検討する必要がある

■ 学習成果の設定・測定に関して

- これまで同様、大学評価において、学習成果の妥当性について直接的な評価は行わない。
- 学習成果を把握、評価する目的は教育の改善・向上にあるという考えのもと、大学基準では、学習成果は単位認定と直接的に連動しないことを明示している。
⇒ 現在、本協会において「学習成果の設定・測定等に関する現状調査アンケート」を実施しており、平成30年度にその結果などをもとに、「学習成果に関するハンドブック（仮）」を刊行予定